

「社会復帰へ向けて」

法学部 2 年 保浦誠也

目次

1 社会認識

2 理想社会像、問題意識

3 現状分析

3-1. 刑務所とは

3-2. 刑務所収容人員

3-3. 刑務所入所者

3-4. 刑務所出所者

4 原因分析

4-1. 制度的不備

4-2. 差別的見方

5 政策

5-1. 更生保護施設の処遇施設化

5-2. 犯罪者匿名報道（犯罪者実名報道の規制）

1. 社会認識

現代日本社会は個人化の進行した社会である。個人化の進んだ社会においては、社会的現象が社会的な観点から説明されず、個人の問題へと帰着するようになった。以前は様々なリスクが個人に対してだけでなく個人の所属する集団へも分散されていたがこのような社会においては、様々なリスクが個人へと降りかかる。

それは、治安管理や犯罪の領域でも同様である。凶悪犯罪をはじめとする犯罪全般に対する不安から、国民はより十全な治安対策を望むようになるとともに、犯罪者に対しては厳罰化を望むようになった。このような状況においては、犯罪者に対する排除的な見方が優位に立つようになる。そして、そのような見方が、犯罪者の社会復帰を困難にしているといえる。

2. 理想社会像・問題意識

私の理想社会像は「人々が共生する社会」である。人々が共生するとは、人々の営みにおける互恵関係が維持されていることを意味する。共生により、個人の営みが拡大する。

人々が共生するためには、第1条件として、各個人の社会に対する要求が表出されかつ実現することが必要である。しかし、人々の要求は様々である。したがって、要求間の調整が必要である。ここにおいて個々人は平等な存在であるため、その調整は平等なものでなければならない。平等な調整には平等な議論が必要であり、またその機会も必要である。加えて、議論に対する人々の参加も必要とされる。続いて、第2条件として、人々が社会的承認を得ていなければならない。社会的承認とは、各個人が持つ価値観や規範に基づいて各個人が行動することを社会が承認していることを意味する。社会的承認があることではじめて、各個人は自らが社会の構成員であることを認識でき、また、社会側は社会秩序を維持することができるのである。

以上の理想社会を追求するにあたって、社会認識を踏まえた上で現代社会において求める要件を以下に記載する。この要件としては、社会から排除されている人々の社会復帰である。

以上から導き出される私の問題意識は「刑務所出所者の社会復帰」である。現在、刑務所出所者の多くは社会復帰を果たすことができず、再犯によって再び刑務所にもどる傾向にある。このことは、社会から実質的に排除されているという点で前述の理想社会像の第1要件に反し、社会的承認を得ていないという点で第2要件に反している。

したがって、私の問題意識は「刑務所出所者の社会復帰」である。

3. 現状分析

現状分析をはじめるとあって、本レジュメの目標とする「刑務所出所者の社会復帰」における「社会復帰している状態」とはどのような状態なのかについての説明をしておく。本レジュメにおいては、「社会復帰している状態」とは「法律に従って行動ができていない状態」のことを意味する。つまり、社会の規範である法律に反した行動をしたことをもって社会復帰できていないと考える。また、「社会復帰の困難性」とは「法律に反する行動を再びせざるをえない状況に陥ってしまう」ことを意味すると考える。

3-1. 刑務所とは

刑務所とは主に懲役刑と禁錮刑とを執行するための施設であり、受刑者の、社会への円滑な復帰などを目的としている。日本では法務省矯正局が所管している。受刑者の指導、監督を行うのは刑務官である。懲役刑とは、「刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる」刑であり、禁錮刑とは「刑事施設に拘置する」刑である。両者の違いは「作業」が義務とされているか、もしくは義務とされていないかにある。しかし、実際には禁錮刑が言い渡されることは非常に少なく、また、禁錮刑の受刑者も作業を行うことを自ら申し出ることが多いので、刑務所は受刑者を社会から隔離・収容して作業を行わせる施設と見てよい。刑務所の数は全国 62 であり、収容する受刑者の特徴や種類で分類されている。

3-1-1. 刑務所での生活

刑務所は多くの受刑者が集団生活を送る施設である。そのため詳細な規律が設定されており、受刑者の動作時限（生活スケジュール）もあらかじめ定められている。それらの規律や動作時限に反した行動をすると懲罰を課され¹、受刑態度の評価も下がり、仮釈放の認定も厳しくなる。したがって、受刑者は規律の遵守、そして刑務官の指示通りに行動することが余儀なくされる

3-1-2. 刑務所内での作業、指導

刑務所における受刑者更生のための制度として定められているのは、「作業」、「職業訓練」、「改善指導」である。また、「改善指導」は「一般改善指導」と「特別改善指導」に分けられる。

(1) 作業

刑務作業は、刑法に規定された懲役刑の内容であるとともに、受刑者の矯正及び社

¹ 規律違反の疑いがある場合は、調査の後懲罰審査会にかけられる。実際に科される懲罰は主に閑居罰（一日中正座し、反省をする）である。

会復帰を図るための重要な処遇方策の一つとされている。受刑者に規則正しい勤労生活を送らせることにより、その心身の健康を維持し、勤労意欲を養成し、共同生活における自己の役割・責任を自覚させ助長し、円滑な社会復帰を促進することを目的としているものである。基本的には、企業が刑務所に作業を発注し、それにもとづいて受刑者が作業を実施するという形式がとられている。最近では不況の影響を受け、刑務所に作業を発注している企業が発注量を削減したりするなど、各刑務所では刑務作業の確保が問題となっている。各刑務所によって刑務作業にはそれぞれ特徴があり、紙袋を折るという単純作業から、神輿といった高価なものの製造・販売までさまざまである。刑務作業には作業報酬金が支払われるが、一人ひと月あたりの平均報酬金額は約 4200 円である。

(2) 職業訓練

職業訓練は、受刑者に職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させることを目的として実施されている。現在では、溶接科、小型建設機械科、フォークリフト運転科、情報処理技術科、電気通信設備科、理容科、美容科、ホームヘルパー科等 61 種目が実施されている。実際に職業訓練を受けることができる人員数には限りがあり、例えば 2009 年中に出所した受刑者のうちで、入所中に各所の職業訓練を受けることのできた者の割合は全体の 6.64% である。

(3) 一般改善指導

一般改善指導とは、講話、体育、行事やその他の方法により、規則正しい生活習慣、健全なものの見方や考え方を身に付けさせ、また、釈放後の生活設計に必要な情報について理解させ、規則を遵守する精神、行動様式などを身に付けさせることを目的としている。具体的には、酒害講座やしょく罪講座など 84 講座が開設されている。実施回数や講座の内容は各刑務所の判断に任されており、そのため実施状況もさまざまである。全国で最も多く実施されている酒害講座の 1 年あたりの実施回数の状況は、各刑務所においてさまざまであるが平均して約 3 回である。

(4) 特別改善指導

特別改善指導とは、薬物依存や、暴力団員であることなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善に資するよう特に配慮して行う改善指導のことをいう。具体的には次の 6 つが挙げられるが、すべての刑務所でこれらの指導が行われているわけではない。

① 薬物依存離脱指導

- ② 暴力団離脱指導
- ③ 性犯罪再犯防止指導
- ④ 被害者の視点を取り入れた教育
- ⑤ 交通安全指導
- ⑥ 就労支援指導

3-2. 刑務所の収容人員

次の図1は、刑務所の年末収容人員（各年12月31日現在の収容人員）及び人口比（人口10万人当たりの各年12月31日現在の収容人員）の推移を示したものである。年末収容人員は、平成18年に昭和31年以降で最多となる8万1,255人を記録しているが、平成19年以降は減少傾向にあり、平成25年では6万2,971人であった。また、平成25年の年末人口比は49.5人であった。

図 1²



3-3. 刑務所入所受刑者

3-3-1. 入所受刑者の推移

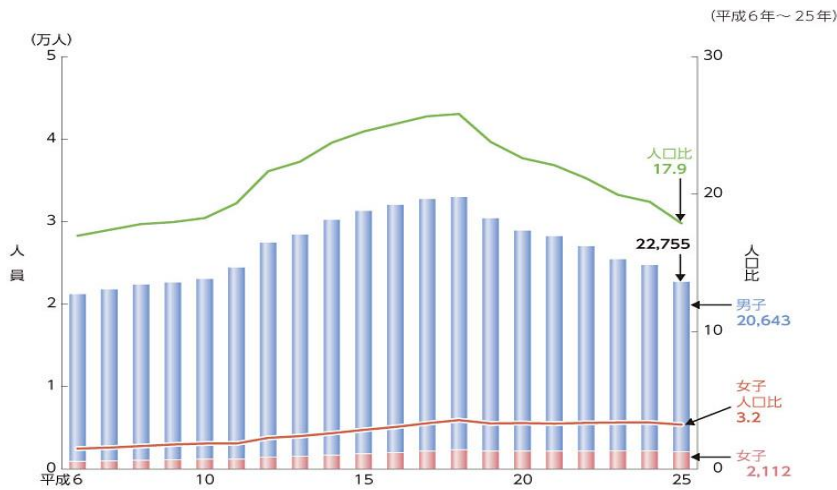
入所受刑者の人員及び人口比の推移（最近20年間）は図2のとおりである。平成19年からは毎年減少し、25年は2万2755人であった。

図 2³

² 平成26年度犯罪白書

http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/61/nfm/n61_2_2_4_1_1.html

³ 同上



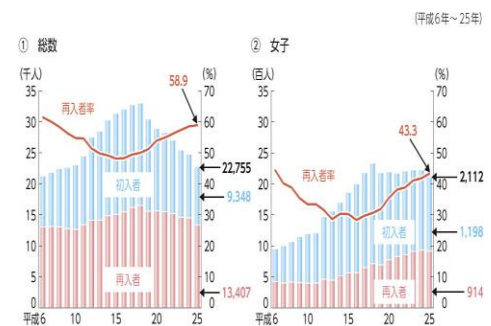
3-3-2. 再入者の割合

刑務所入所受刑者のうち、初めて入所する者を「初入者」、入所度数が2度以上の者を「再入者」とすると、平成25年においては再入者が58.9%、初入者が41.1%であり、再入者が約6割を占め初入者を上回っている。すなわち、かつて刑務所に入所・出所したのち一度社会に出たものの、再び罪を犯し、刑務所に入所した者が全体の6割を占めているということである。再入者の内訳としては、最も多いのが5度以上の20.6%であり、それに続くのが2度の18.2%、続いて3度の11.9%、最後に4度の8.2%である。また、再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率）は平成16年から上昇傾向にある。詳しくは下の図3、4を参照⁴。

図 3



図 4



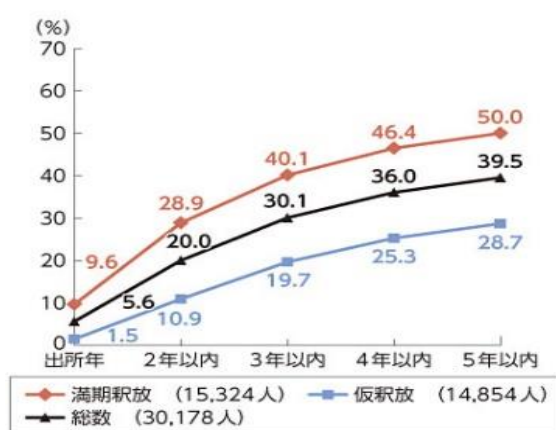
⁴ 図3、図4ともに同上

3-3-3. 満期釈放者、仮釈放者別にみた再入所者

本項目においては、満期釈放者として刑務所を出所した者の再入所者の割合、仮釈放者として刑務所を出所した者の再入所者の割合をみることとする。(満期釈放、仮釈放に関しては3-4の冒頭に説明あり)

図5は、平成21年の出所受刑者について、出所年を含む5年間における累積再入率(各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率)を満期釈放、仮釈放別に見たものである。満期釈放者は、仮釈放者よりも累積再入率は高くなっており、5年以内に約半数が刑務所に再入している。

図 5



3-3-4. 入所受刑者の特徴

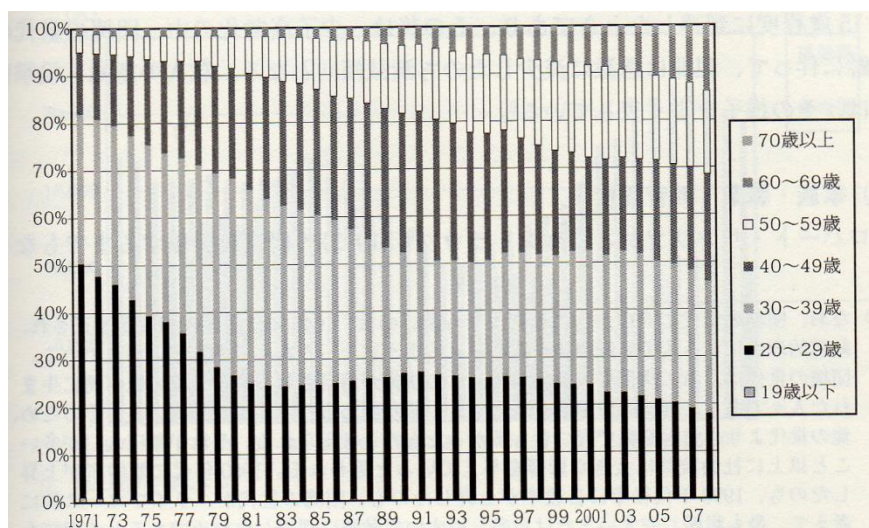
本項目においては、入所受刑者の年齢や就労状況、居住状況、知能指数、精神状況を見ていく。

① 年齢

図6は、入所受刑者の年齢層別構成比の推移を表したものである。図によると、1970年代から80年ほどまでの間は一貫して30歳未満の若年受刑者が減少している。また、90年代に入ってから、高齢の受刑者の増加が見て取れる。

図 6⁵

⁵ 矯正統計年報による



② 就労状況

平成 25 年における入所受刑者について、入所度数別に、就労状況別構成比を表しているのが図 7 である（学生・生徒、家事従事者を除く）。図 6 によると、無職者の占める比率は入所度数を重ねるにつれて高くなっており、入所度数 5 度以上の者では約 8 割に及んでいる。

③ 居住状況

図 8 は同じく平成 25 年における入所受刑者について、入所度数別に、居住状況別構成比を表したものである。図 7 によると、住居不定の者の占める割合は、就労状況と同様に、入所度数を重ねるにつれて高くなっており、入所度数 5 度以上の者では約 3 割であった。

図 7⁶

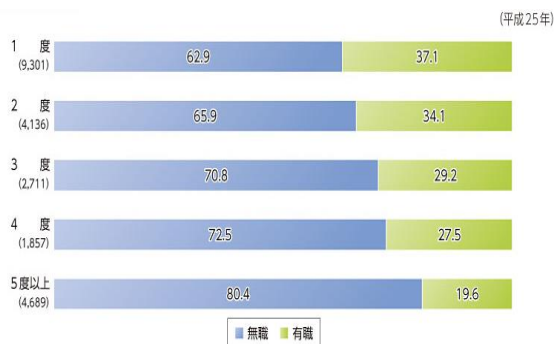
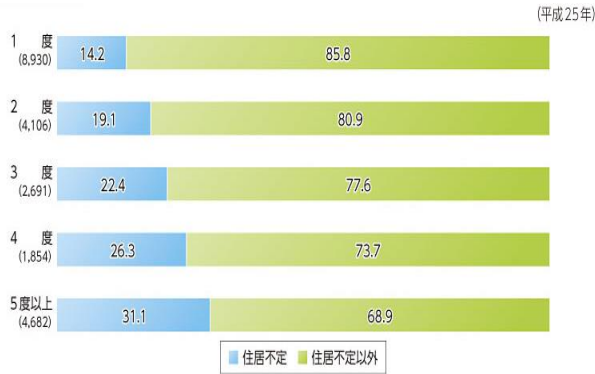


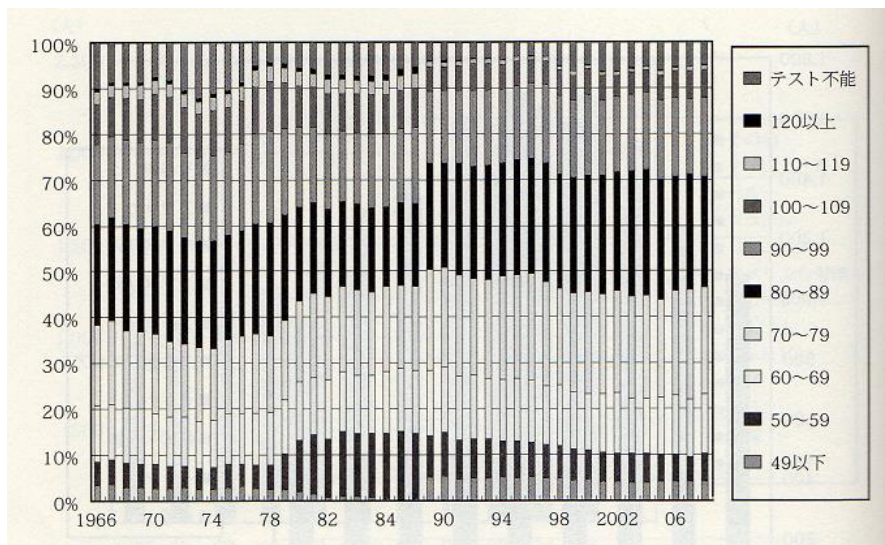
図 87



④ 知能指数

現在刑務所においては、入所受刑者の知能程度についての調査も行われている。次の図9は、2005年から09年までの入所受刑者の知能指数の推移をまとめたものである。例えば2009年のデータによれば、知能指数80未満の者が合計で1万2598名おり、これは全体の44.5%を占めている。また、テスト不能の者も1263名おり、これは全体の4.5%である。知能指数の検査方法や評価の仕方はさまざまあるが、おおむね50前後から70前後は軽度の知的障害、30前後から50前後は中度の知的障がいとされていることから、相当数の受刑者に知的障害が認められることになる。また、2009年度の矯正統計年報によれば、知的障害を除いたその他の精神障害が認められたのは、約2000人であった。

図 98



7 同上

8 矯正統計年報による。

現状分析まとめ① (3-1 ~ 3-3)

以上の現状分析からわかる要点は以下のとおりである。

- ・ 刑務所再入所者の占める割合が刑務所入所者全体の約 6 割を占めており、かつその割合は近年上昇傾向にある。
- ・ 刑務所入所者全体において、近年高齢者の占める割合が増加している。また、知能程度が低いと認定される者の占める割合は約半分に及ぶ。
- ・ 刑務所再入所者において満期釈放者として出所した者の再入所率は 5 割に及び、仮釈放者と比較して高い。
- ・ 刑務所入所度数の数が多い者ほど無職率は高くなっており同時に住居不定の割合も増えている。

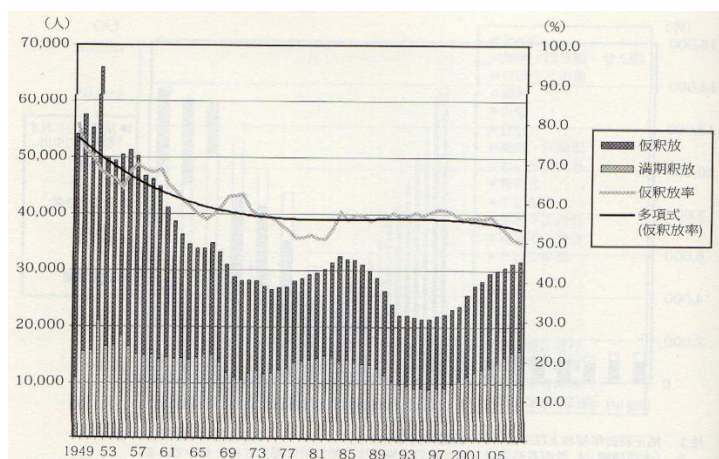
3-4. 刑務所出所受刑者

刑務所の出所には満期釈放、仮釈放の 2 種類がある。満期釈放とは、刑事施設に収容された受刑者が、裁判で確定された刑の期間満了後に釈放される制度である。仮釈放とは、刑事施設に収容された受刑者が、裁判で確定された刑の期間満了前に、刑事施設から一定の条件の下に釈放され、社会生活を営みながら残りの刑期を過ごすことが許されるという制度のことをいう。

3-4-1. 出所受刑者の統計

次の図 9 は、満期釈放、仮釈放別に見た刑務所から釈放された出所者人員の推移と仮釈放率の推移を示したものである。図によると、出所受刑者全体の人員は減少傾向にあるが、満期釈放の人員は近年増加傾向にあり、それに伴い仮釈放率が減少していることがわかる。

図 10⁹

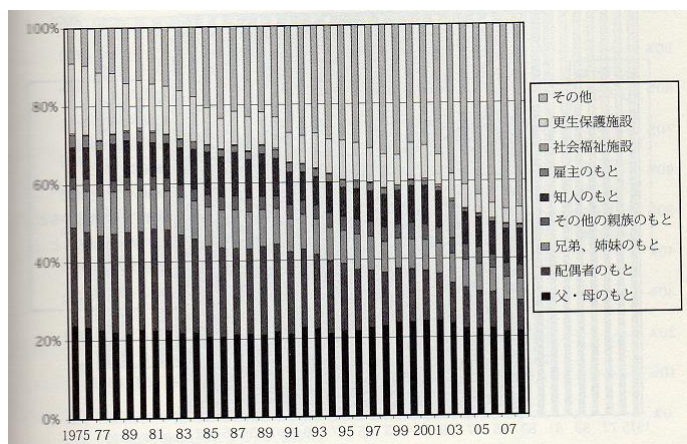


⁹ 矯正統計年報による。

3-4-2. 出所受刑者の帰住先

有期懲役刑であれば、刑期を終えたのちに受刑者は社会に戻る事となる。次の図10は、満期釈放者の帰住予定地の構成比を表したものである。仮釈放者については、基本的に引受人と帰住予定地がなければ仮釈放が認められないため、帰住先が未定の方はほとんどおらず、仮釈放者の8割に帰住予定地がある。一方問題なのは満期釈放者である。図10によれば、2008年のデータでは「その他」と回答している割合が約半分である。この場合の「その他」とは、帰る場所がないことを示している。また、この統計は、受刑者の自己申告にもとづいて作成されているため、親・兄弟などの親族を申告している場合でも実際にそこに帰ることのできるひとはそれほど多くないことが考えられる。さらに、推移を見ればわかるように、「その他」の割合は上昇傾向にある。すなわち、刑務所以外に居場所のない受刑者が増えているということである。

図 11¹⁰



3-4-3. 出所受刑者の就労状況

続いて、受刑者の出所後の就労状況に関してみていく。図12は満期釈放者、仮釈放者別に、出所の約2年後の就労状況をグラフにしたものである。図12によれば、仮釈放者の場合は57.8%、つまり約6割が有職の状況にある一方で、満期釈放者の場合は13.7%、つまり約1割のみが有職の状況にあり、82.3%が無職の状況にあることがわかる。

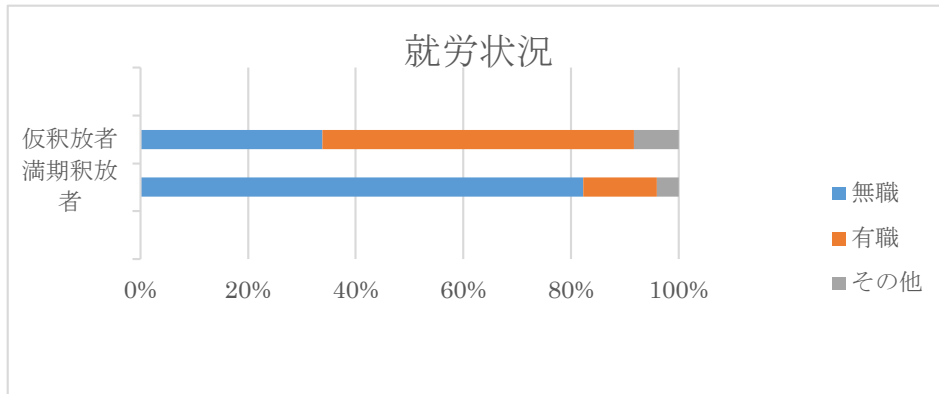
図 12¹¹

¹⁰ 同上

¹¹ 『中央研究所紀要』及び平成24年度犯罪白書をもとに筆者作成

<http://www.ica-library.jp/resource/kiyou/kiyou.html>

http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00061.html



現状分析まとめ

以上の現状分析における要点をまとめると以下のようなになる。

- ・ 刑務所入所者全体において再入所者が占める割合が高い。つまり、出所後社会復帰できず刑務所に戻ってくる者が多い。
- ・ 満期釈放者は仮釈放者と比較して再入所率が高く、社会復帰できていない。
- ・ 満期釈放者は出所後の帰住先を有していないかつ無職の状況にある一方で、仮釈放者は帰住先を有しており、かつ出所後指導監督の下で就労できるものが多い。

⇒出所後比較的社会的に復帰できている仮釈放者は帰住先と職を持っている者が多い。一方出所後も社会的に復帰できていない者が多い満期釈放者は出所後帰住先もなく無職の状態である。

⇒社会的に復帰するには帰住先があることかつ有職であることが必要。言い換えれば、社会的に復帰が困難な者、つまり再犯に陥ってしまう人は出所後も帰住先がないかつ無職であるといえる。



現状分析を以上のようにまとめた上で次にすべきなのは、再入所者つまり社会的に復帰できていない者の多い満期釈放者がなぜ帰住先を持たないのか、そしてなぜ就労できないかの原因分析である。また、満期釈放者だけでなく、仮釈放者においても社会的に復帰できていない者、つまり就労できず再犯へと陥る者がなぜいるのかについての原因分析もしなければならぬ。

4. 原因分析

4-1. 刑務所出所者の社会復帰支援制度の不備（刑事政策的観点）

3-4のはじめでも述べたように、出所の形態には2種類ある。1つは満期釈放であり、もう1つは仮釈放である。満期釈放は文字通り刑期を満了したのち出所する。一方仮釈放では刑期を満了せずに出所が認められる。

これを踏まえ、刑務所出所者の社会復帰の困難性の原因の1点目として挙げられるのは「満期釈放者に対する社会復帰支援制度の不備」である。それを示すため、満期釈放者に対する処遇と仮釈放者に対する処遇の比較を行いたい。

満期釈放者に対する処遇

満期釈放者に対しては以下の4つの支援制度が存在するがどれも一時的なものである。

① 更生緊急保護

更生緊急保護の内容は、金品の貸与や食事の提供、宿泊場所の提供等であるが、期間は出所後6か月間に限定されている。

② 在監証明書の交付

釈放後の運転免許証などの更新に必要な書類の交付を行う。

③ JR等の運賃割引証の交付

出所後の移動の際にJRを使用する場合の運賃が半額になる。

④ 衣類等の貸与

季節に応じた衣類や傘などの貸与。

仮釈放者に対する処遇

仮釈放制度の意義としては、次のようなものが挙げられる。

① 恩恵（収容者に励みを与え、施設内での努力の喚起と秩序維持に役立つ）

② 刑罰の個別化（収容者本人やその者を取り巻く諸条件の変化にあわせて刑の執行期間を個別に調整できる）

③ 社会の保護（収容者を一挙に完全に拘束のない状態に釈放するのではなく、釈放後の指導監督により再犯から社会を保護する）

④ 改善更生（適期の仮釈放と社会内での処遇により更生を促進する）

また、仮釈放が認められるためには以下の条件を満たす必要がある。

- ・ 刑の三分の一を経過すること（無期刑の場合は10年経過）
- ・ 悔悟の情及び改善更生の意欲があること
- ・ 帰住先があること

2点目に関しては、受刑者自身の発言や文章のみで判断するのではなく、被害者等に対す

る慰謝の措置の有無やその内容、反則行為等の有無や内容などをもとに判断するとされている。仮釈放の審査を行うのは地方更生保護委員会であり、受刑者本人ではなく刑務所の長である刑務所長が地方更生保護委員会に対して申し出を行うこととなっている。

次に仮釈放制度の運用についてであるが、仮釈放者に対しては必ず保護観察が付されることになる。保護観察にあたっては、遵守事項の設定と生活行動指針の設定がなされ、保護司と保護観察官の指導監督を受ける。つまり、生活指導と就労指導に関して保護司と保護観察官の観察下のもと再犯に陥らないよう有効な指導と援助が受けられる環境が整っているということである。現状分析でみたように、就労支援等の成果により、仮釈放者の就労状況は比較的良好である（現状分析 3-4-3 参照）。

比較を通して

この比較からわかることは、仮釈放者に対しては出所後継続的な支援がなされているのにもかかわらず、満期釈放者に対しては出所後一時的な支援しか行われていない状況にあり、一時的な支援を終えたのちは野放し状態となっている。保護司と保護観察官という観察者のもとで継続的な支援を受けることで就労に成功するものが多いことがわかる。また、仮釈放者は出所後、施設内から社会内への生活の移行を保護観察によって監督・援助し、社会に適応して次第に自立していけるよう改善更生が図られているが、満期釈放者に対してはそのような改善更生が図られておらず、不十分であるといえる。

したがって、以上より、満期釈放者に対する社会復帰支援制度において出所後の継続的な支援が存在しないことにより満期釈放者は居住地を確保できず、無職の状況のままであり、社会復帰の困難性の原因となっている。

4-2. 差別的見方

次に、満期釈放者、仮釈放者を問わず、なぜ出所者の社会復帰が困難なのかについて原因分析を行う。

その原因として挙げるのは、出所者に対する差別的な見方である。以下に、差別を経験し、結果再犯へと至った出所者の事例を挙げる。

事例①

・62歳元受刑者 E さんの例

21歳の時、窃盗罪で名古屋刑務所に入所。出所後就職先を探したものの出所前歴を理由とする不採用を経験。結局採用されることはなく金銭に困り再犯に手を染め再び入所。以後はこの流れを繰り返すこととなり、計13回刑務所に入所。出所後採用されることもあったが、出所前歴が職場で発覚したのち同僚の態度が一変して勤めづらくなり、結局退職す

るケースもあった。

事例②

・74歳受刑者 Fさん

現住建造物放火の罪で刑務所に入所。出所後友人を訪ねようとしたものの所在がわからず迷っているところを警察官に保護され、福祉事務所に連行される。生活保護の受給を申請するため、市役所に向かうための電車の切符を渡された。そして市役所を訪れたものまともに対応してもらえず、精神的に極限状態に陥り、再び放火。

以上の事例は、出所前歴のある者に対しての差別的な見方が存在し、その差別的な見方をされた者が再犯へと陥っていったというプロセスを示している。

そのような差別的な見方が存在することは、以下の各数値からも読み取れる。

① 出所後の成り行きに関する中央研究所の調査

出所前歴を理由とした不採用、もしくは解雇を経験したことがあるか
→「ある」と答えた人の割合……69.5%

② 更生保護施設¹²の建設反対運動

・福島県福島市での施設建設反対運動

→反対署名数（福島市内）……3万9617人（福島市人口総数約29.2万人）

・福岡県福岡市中央区での施設建設反対運動

→反対署名数（中央区内）……6万3512人（中央区人口総数約19万人）

以上のデータより、職場環境そして地域という規模で、出所者に対する差別的な見方が存在していることがわかる。

また、出所者、犯罪者という差別的な見方をなされた者が再犯に至るという考え方は、社会的にも明らかにされている。その考え方は社会的反作用理論と呼ばれるものであり、

¹² 帰住先がない、身寄りがいないなど、特別の事情があると判断された刑務所出所者を一時的に保護するための施設

以下にその理論を詳述する。

社会的反作用理論（ラベリング理論）とは、犯罪など反社会的行動の原因は、ある行動を逸脱だと判断する人がその行動をする人に対して逸脱者、反社会人というラベルを貼ることだとする理論である。ここにおいて逸脱は行為の性質にそなわったものであるとは考えられておらず、作られたものであると考えられている。そして、何が逸脱か、誰が逸脱者かは集団の価値観によって変化する。また、このように、逸脱というラベルを貼る営みは社会的反作用と呼ばれている。社会的反作用により、一般人/逸脱者の二分法的な考え方がなされるようになる。

では次に、社会的反作用はそれを受ける人当人にどのような影響を及ぼすのか。まず社会的反作用理論において逸脱は、第一次的逸脱と第二次的逸脱とに分けられる。第一次的逸脱とは、多様な要因によって広く行われるものであり、当人の社会的な役割に影響は与えない。これに対して第二次的逸脱は、当人を非難する反作用が個人の内部に取り込まれ、逸脱者としての役割が確立された状態で行われるものである。ラベルを貼られると、ラベルの持つ固定観念によって社会からのけ者にされ、仕方なく同じラベルを貼られた者同士が集まり、他者からも、自らも自分が逸脱者、犯罪者であることを認め、それにふさわしい行動をとり、ますます犯罪を起こす可能性が高くなる（第二次的逸脱）。このようにして、ラベル貼りが当人を常習的な逸脱者にさせていくのである。

この社会的反作用理論からわかることは、一般人の、犯罪者に対する差別的な見方が犯罪者の第二次的逸脱を招き、さらに犯罪の常習化を引き起こすということである。刑務所出所者に関していえば、犯罪歴もしくは出所歴をもとにした出所者に対する差別的な見方が出所者の社会復帰を困難にしているといえる。

そして、現代社会において、一般人による出所者に対する差別的な見方をもたらしているのは「犯罪者実名報道」であると考えられる。犯罪者実名報道とは、メディアによる事件や事故の報道で、警察に逮捕された被疑者や事件・事故の被害者の実名をあきらかにして読者・視聴者に伝えることを言う。現在、メディアではこの犯罪者実名報道が原則とされている。実名報道においては、被疑者の生育歴や生育環境、学歴や職業の経歴をはじめとする個人のプライバシーを侵害するのみならず、報道される個人が被疑者にすぎないにもかかわらず犯人であるかのように社会に印象付ける。あるいはその被疑者が犯人であったとしても、罪を償って社会に戻っても、犯罪者だと周囲の社会関係の中で知れ渡っているために結果的に社会復帰を妨げている。就職等の際も経歴を調べればその個人が出所歴のあることが判明してしまい、以降その個人に対して犯罪者という見方をせざるをえなくなってしまう。つまり、報道された個人を被疑者の段階で犯罪者だとラベル貼りし、出所後もその個人に対する差別的な見方を招いているといえる。

5. 政策

5-1. 更生保護施設の処遇施設化

4-2で述べた満期釈放者に対する社会復帰支援制度の不備を踏まえ、満期釈放者の社会復帰のためにすべき支援は、社会への適応を促すような継続的な支援であることがわかった。そしてその前提として、満期釈放者、すなわち仮釈放が認められなかった者にはまずはじめに居住地を与えなければならない。これらを踏まえ、政策案として「更生保護施設の処遇施設化」を提示する。その内容は以下のとおりである。

- ① 満期釈放者が出所したのち、更生保護施設の長期間の利用を可能とする
- ② 更生保護施設内での生活指導を新たに行うこととする
- ③ 更生保護施設内での就労指導を新たに行うこととする

更生保護施設とは、そもそも出所者に対して居住地を提供する施設であり、全国で104か所設置されている。しかしながら、その提供は一時的であるためほとんど利用されていない。また、原則そこでの職員は保護司から構成されている。施設に居住するため出所者を一定の観察下におくことが可能であり、かつ刑務所のように受刑者を一日中拘束することはなく社会での生活に似通っているため社会への適応過程、つまりそこで生活させつつ指導監督や就労指導を行う環境として更生保護施設を利用することは妥当であると思われる。そして、職員が保護司であるため仮釈放者と同様の質の指導を行うことができる。これにより、仮釈放者と同程度に、出所後の社会復帰が可能になったと思われる。

5-2. 犯罪者匿名報道

4-2の原因分析から、犯罪者実名報道が刑務所出所者の社会復帰を妨げていることがわかった。したがって、政策案として「犯罪者匿名報道」を提示する。

「犯罪者匿名報道」とは、原則犯罪報道を行う際、匿名を用いるというものである。報道において実名を使用しないことにより、個人へのラベル貼りを避けられる。

具体的には、まず容疑者の逮捕段階における実名報道を一切禁止する。容疑者にはなっても犯罪者であることが決まっていなくてもかかわらず、実名報道はあたかも容疑者が犯罪者であるかのように社会に印象付けてしまうからである。また、実刑判決を受けたものに関しても原則匿名とするが、死刑や無期懲役の場合は例外として実名報道を認めることとする。なぜなら、死刑や無期懲役の場合は更生可能性が無いに等しいと裁判において判断されたわけであり、彼らは社会復帰に至る可能性は限りなくゼロに近い。出所者に関しては、実名報道がなされないことにより刑務所出所後社会から犯罪者、出所前歴者という差別的な見方をされることはなくなるとと思われる。実際に、刑事システムはほとんど日本と同じであるが犯罪者匿名報道を行っているノルウェーでは、出所者の再犯率は約10%であった。

参考文献

- ・ 飯島滋明『実名犯罪報道』（現代人分社、2013年）
- ・ 生田勝義『人間の安全と刑法』（法律文化社、2010年）
- ・ 岡邊健『犯罪・非行の社会学』（有斐閣ブックス、2014年）
- ・ 刑事立法研究会『更生保護制制度改革のゆくえ』（現代人分社、2007年）
- ・ 日本犯罪社会学会『持続可能な刑事政策とは』（現代人分社、2012年）
- ・ 日本弁護士連合会『刑務所のいま』（ぎょうせい出版、2013年）
- ・ 浜井浩一『刑事司法統計入門』（日本評論社、2010年）
- ・ 浜井浩一『実証的刑事政策論』（岩波書店、2011年）
- ・ 法務省『平成26年度 犯罪白書』（日経印刷株式会社、2013年）
- ・ 法務省『平成26年度版 犯罪白書』（日経印刷株式会社、2014年）

参考 URL

法務省『平成24年度犯罪白書』

http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00061.html

中央研究所紀要

<http://www.jca-library.jp/resource/kiyou/kiyou.html>

早稲田大学 刑務所出所者等の社会復帰支援について

<http://www.waseda.jp/prj->

[wipss/ShakaiAnzenSeisakuKenkyujoKiy05_Yamada.pdf#search](http://www.waseda.jp/prj-wipss/ShakaiAnzenSeisakuKenkyujoKiy05_Yamada.pdf#search)

（すべて8月25日閲覧）